



# 熊本県公報

第 1 1 8 2 6 号  
平成 21 年 7 月 24 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( // ) 1
○認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し	(危機管理・防災消防総室) 2
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 2
○保安林の指定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成 21 年度第 1 回熊本県労働審議会の開催	(熊本県労働審議会) 4
○熊本県市町村職員共済組合の平成 20 年度決算の公告	(熊本県市町村職員共済組合) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 6 8 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 1 年 7 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字上尾崩 3 9 5 6 番 1 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 6 8 6 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 1 年 7 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字天鶴 5 8 2 3 番 1、5 8 2 3 番 2、5 8 2 4 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字天鶴 5 8 2 3 番 1・5 8 2 4 番 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第687号**

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定により認定液化石油ガス販売事業者の認定を次のとおり取り消したので、同法第88条第2項第1号の2の規定により公示する。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の氏名又は名称及び法人 にあつては代表者の氏名	住所	認定取消年月日
有限会社栄希興産 代表取締役 永田 雅三	熊本市横手4丁目5番12号	平成21年7月8日

**熊本県告示第688号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により次のとおり家畜伝染病に係る発生があつたので、同条第4項の規定により公示する。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨ－ネ病	患畜	平成21年7月15日	阿蘇市	1戸1頭	乳用牛

**熊本県告示第689号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町横浦字杉浦640番、641番1、641番8
  - 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第690号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市新和町碓石字籬ノ通2233番1、2233番3、2245番2、2246番1、2248番1、2248番3
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
籬ノ通2233番3、2245番2、2248番1
      - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第691号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市有明町楠甫字下毛178番、187番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下毛178番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第692号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字下御所河内4251番2・4252番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第693号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市山田字長迫1834番、1840番1、1841番、字茗ヶ原1953番1、1953番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長迫1840番1・字茗ヶ原1953番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



入	連合会からの交付金	867,198			68,792	5,188	28,199	
	利息及び配当金			284,116	1,255	1,065	374	16,756
	短期利息及び短期配当金	1,666						
	介護利息	90						
	その他収入	53,954			588	210	653	23,418
	他経理から繰入				25,189			
	前年度繰越支払準備金	800,319						
	前期損益修正益	479			8	42		
計	10,796,172	19,913,468	284,116	239,017	315,892	329,100	79,288	
支	給付金	4,848,339						
	役員給与				123,310	21,536	27,883	23,227
	厚生費				148	247,097	34	26
	旅費・事務費				9,168	3,648	7,110	3,188
	委託費				6,697	5,323	383	157
	賃借料				4,193	5,732	8,261	9,715
	普及費				1,135	116	2,488	1,272
	負担金				19,141	3,491	4,151	3,730
	負担金払込金		12,511,173					
	掛金払込金		7,402,295					
	貸倒引当金繰入							12,972
	支払利息			284,116			247,912	12,655
	老人保健拠出金	209,038						
	退職者給付拠出金	581,878						
	前期高齢者納付金	1,457,825						
	後期高齢者支援金	1,401,004						
	病床転換支援金	909						
	介護納付金	607,550						
	連合会分担金						167	
	事務費負担金払込金				60,522			
連合会払込金	135,407					30,518		
連合会拠出金	349,398							
貸付債権保全金						25,152		
他経理へ繰入	25,189							
その他支出	74,968			2,686	5,801	358	11,789	
次年度繰越支払準備金	768,112							
前期損益修正損	118			4	13			
計	10,459,735	19,913,468	284,116	227,004	292,924	354,250	78,731	
差引当期利益金又は当期損失金(△)				12,013	22,968	△25,150	557	
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)	349,255							
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△12,818							

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,467,406	45	3,311,148	433,764	295,443	613,524	722,859
	固定資産			11,477,298	4,720		10,662,309	
	資産合計	1,467,406	45	14,788,446	438,484	295,443	11,275,833	722,859
負 債	流動負債	400,027	45		654	2,261	425	71,730
	固定負債	768,112		14,788,446	160,981	35,485	10,461,080	582,711
	負債合計	1,168,139	45	14,788,446	161,635	37,746	10,461,505	654,441
資 本	利益剰余金	299,267			276,849	257,697	814,328	68,418
	資本合計	299,267			276,849	257,697	814,328	68,418
	負債・資本合計	1,467,406	45	14,788,446	438,484	295,443	11,275,833	722,859